

様式第十一号

(平21厚劳令168・追加)

決算報告書

(単位：百万円)

収入				
科目	予算額	決算額	差額	備考
保険料等交付金				
任意継続被保険者保 険料				
国庫補助金				
国庫負担金				
貸付返済金収入				
運用収入				
短期借入金				
寄付金				
雑収入				
計				
支出				
科目	予算額	決算額	差額	備考
保険給付費				
拠出金等				
前期高齢者納付金				
後期高齢者支援金				
退職者給付拠出金				
病床転換支援金				
介護納付金				
業務経費				
保険給付業務経費				
保健事業経費				
福祉事業経費				
その他業務経費				
一般管理費				
人件費				
福利厚生費				
一般事務経費				
貸付金				

借入金償還金				
雑支出				
予備費				
翌年度繰越				
計				

(記載上の注意)

i 決算報告書における区分は、健康保険法(大正11年法律第70号)第7条の27及び全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令(平成20年厚生労働省令第144号)第11条第1項の規定に基づき作成された予算に従うこと。

ii この様式に掲げる科目については、予算に合わせて細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

iii 予算額は、当該年度に厚生労働大臣により認可された予算に記載されている予算金額とすること。

iv 予算について、変更の認可があった場合には、変更後の金額を予算額とすること。

v 決算額は、収入については現金預金の収入額に期首期末の未収金額等を加減算したものを記載し、支出については現金預金の支出額に未払金額等を加減算したものを記載すること。

vi 予算額と決算額の差額を記載し、「備考」の欄に差額の生じた理由を簡潔に記載すること。

vii 損益計算書の計上額と決算額の集計区分に差がある場合には、その相違の概要を「備考」の欄に記載すること。